

第四十条の二 組合（連合会を含む。第三項において同じ。）は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号において同じ。）又は団体職員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの）において行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

三 前二号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

255 (略)

第四十条の二 組合（連合会を含む。第三項において同じ。）は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号及び第三号において同じ。）又は団体職員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの）において行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

255 (略)

◎地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（平成二十二年四月施行）抄  
 （附則第七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷した場合（通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）により病気にかかり、又は負傷した場合を除く。）又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員保険法第五十三条（第四項を除く。）、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条までの規定による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に</p>	<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷した場合（通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）により病気にかかり、又は負傷した場合を除く。）又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七までの規定による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に</p>

規定する給付

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

規定する給付（失業に関する給付を除く。）

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

◎国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第七十八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>附則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条によつてなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付を含む。）であつて、改正後の法の規定による補償に相当するものを受ける場合には、国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）は、当分の間、改正後の法の規定による補償を行わない。</p> <p>4 改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定の適用については、同項中「国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）」とあるのは、「国」とする。</p>

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)以下之ニ同ジ)、」を削る。

第四十五条第二項中「国家公務員災害補償法第十三条」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第五十条ノ七中「国家公務員災害補償法第十五条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、」を削る。

◎船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第八十条関係）

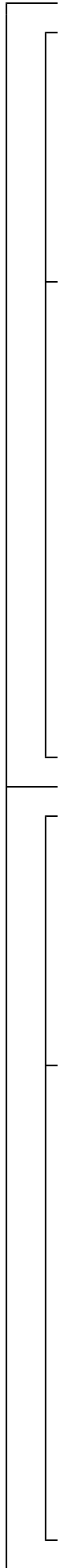
（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（補助）                      第五十八条 政府は、協会に対して、労働保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。</p>	<p>（補助）                      第五十八条 政府は、協会に対して、<u>船員保険特別会計</u>の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。</p>

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第八十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	七十 厚生労働省又は 独立行政法人雇用・ 能力開発機構	(略)	七十 厚生労働省又は 独立行政法人雇用・ 能力開発機構
(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安 定事業又は同法第六十三条の能力開発事業 の実施に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安 定事業、同法第六十三条の能力開発事業又 は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	六十三 厚生労働省	(略)	六十三 厚生労働省
(略)	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律 第五十号）による同法第七条第一項第一号 の業務災害に関する保険給付若しくは同項 第二号の通勤災害に関する保険給付の支給 又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進 等事業の実施に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	(略)	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法 律第五十号）による業務災害に関する保険 給付若しくは通勤災害に関する保険給付の 支給又は労働福祉事業の実施に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
(略)	提供を受ける国の 機関又は法人	(略)	提供を受ける国の 機関又は法人
(略)	事 務	(略)	事 務

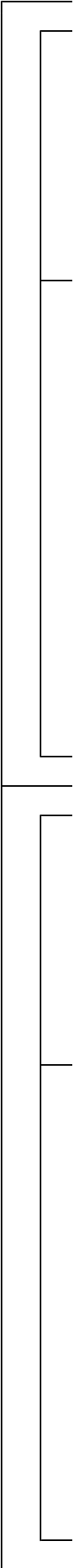




◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第八十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	七十三の二 社会保険 庁	(略)	七十三 全国健康保険 協会
(略)	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号）附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとされた年金である 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	(略)	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による年金である給付に係る権利の裁定若 しくは支給の停止の解除又は受給権者に係 る届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	(新設)	(略)	七十三 社会保険庁 機関又は法人
(略)		(略)	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による年金である給付に係る権利の裁定若 しくは支給の停止の解除又は受給権者に係 る届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの



◎地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第八十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則                  （他の法令による給付との調整）                  第八条（略）                  2（略）                  （削除）</p>	<p>附則                  （他の法令による給付との調整）                  第八条（略）                  2（略）                  3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付であつて、この法律の規定による補償に相当するものを受けける場合には、基金は、当分の間、この法律の規定による補償を行わない。</p>

◎勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第八十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例に係る配慮）</u>          独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第一項第十二号の規定により同号に規定する福祉施設のうち勤労青少年に係るものの設置及び運営を行うときは、<u>勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">（削除）</p>	

◎勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第八十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七条の三）</p> <p>第二節 勤労者財産形成基金</p> <p>第一款 第八款（略）</p> <p>第三節 財産形成についての国の支援（第八条）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勤労者財産形成政策基本方針）</p> <p>第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、第二章第二節、第十四条、第十四条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七条の三）</p> <p>第二節 勤労者財産形成基金</p> <p>第一款 第八款（略）</p> <p>第三節 財産形成についての国の助成等（第八条・第八条の二）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勤労者財産形成政策基本方針）</p> <p>第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、第二章第二節、第八条の二、第十四条の二、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

255 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条において同じ。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係の終了(以下この項及び第九項において「退職」という。)の後に他の事業主(以下この項及び第九項において「新事業主」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社(以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契約」という。)に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

255 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条及び第八号の二第三号において同じ。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係の終了(以下この項及び第九項において「退職」という。)の後に他の事業主(以下この項及び第九項において「新事業主」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社(以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契約」という。)に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一

前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該

号の払込みを行う日の前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条、第八条の二第三号及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。第八条の二第三号において同じ。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、

当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなった場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つているときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二下の規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該

当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなった場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条の二第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つているときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二下の規定の適用については、当該事務代行団体が行う



金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一～三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(払込代行契約により行われるものを除く。)をする場合には当該勤労者に、第十四条第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

### 第三節 財産形成についての国の支援

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の課税について特別の措置を講ずる。

当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一～三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(払込代行契約により行われるものを除く。)をする場合には当該勤労者に、第十四条の二第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

### 第三節 財産形成についての国の助成等

(課税の特例)

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の課税について特別の措置を講ずる。

(削除)

(勤労者財産形成助成金等)

第八条の二 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。

一 勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主（その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。以下この号において同じ。）又は勤労者財産形成基金契約に基づき基金が行う第七条の十九第二号に規定する払込みに充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより、奨励金を支給すること。

三 その雇用する勤労者に対して、財産形成貯蓄活用給付金（その雇用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受け、当該払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の厚生労働省令で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、厚生労働省令で定めるところにより、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金という。）を支払う事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。次号を除き、以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生会社に対して、事業主にあつてはその雇用する勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。第三号において同じ。）の雇用する勤労者にその持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けを行うこと。

二 日本勤労者住宅協会に対し、勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。）の持家として分譲する住宅の建設のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けを行うこと。

三 事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福

2 機構の行う前項の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者（福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。）が、当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）に当たつて、当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

3 前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はその構成員である事業主の雇

利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

2 機構の行う前項第一号及び第三号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者（福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。）が、当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲又は当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）に当たつて、当該住宅の分譲又は当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するため必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

3 前二項、第十条の三第一項第二号及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はそ

用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅の建設又は購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

#### 4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行う

の構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的、その持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的又は第十条の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

#### 4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付け

ものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

#### 4 (略)

##### (機構の行う教育融資)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受け、るために必要な資金（以下「教育資金」という。）

二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

を行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

#### 4 (略)

##### (機構の行う教育融資等)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一 次のイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受け、るために必要な資金（以下「教育資金」という。）

ロ 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。ハにおいて同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

ハ 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し

教育資金を貸し付けるための資金

二 次のイからハまでに掲げる者であつて、当該イからハまでに定める事業主に、その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を貸し付けるものに対し、政令で定めるところにより、当該住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は当該住宅の改良のための資金の貸付けを行うこと。

イ 事業主団体 その構成員である事業主

ロ 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主

ハ 日本勤労者住宅協会 事業主

2 前項第二号の資金の貸付けは、同号に規定する事業主のうち、その雇用する勤労者の財産形成を援助するための計画を作成しており、かつ、同号の住宅の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずる事業主に対して、当該住宅を貸し付けることとしている場合に限り行うものとする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金<sup>（一）</sup>の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金<sup>（一）</sup>の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機

第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。））、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。））、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項又は第十条の三の貸付けを受けることができないもの（当該法人を

構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。））、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。））、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号の貸付けを受け



監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければならない当該貸付けを受けることができず、当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

(削除)

第十四条 (略)

(削除)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員

ることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければならない当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

第十四条 削除

第十四条の二 (略)

(機構が行う事業主団体への助成)

第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行わせるものとする法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行わせるものとする。

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等

共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- 一 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項の政令で定める要件を満たす者
- 二 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者
- 3 (略)
- 4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

(調査等)

第十七条 (略)

共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- 一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの
- 二 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項第三号の政令で定める要件を満たす者
- 三 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者
- 3 (略)
- 4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

(調査等)

第十七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二条の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 地方公務員が機構から第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。

2 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第八十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建設労働者の雇用の安定等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六三条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>二 事業主等に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。</p> <p>三 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送付就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送付就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（建設労働者の福祉等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。</p> <p>二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。</p> <p>三 事業主等に対して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>四 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送付就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送付就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>2 （略）</p>

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する二事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第九十条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）                      第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十六條、第五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一條前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一條前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、第八十二条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条（同法第八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>	<p>（許可の欠格事由）                      第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八條、第六十九條ノ三若しくは第七十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一條前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一條前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、第八十二条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条（同法第八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>

三  
六  
(略)

三  
六  
(略)

◎賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第九十三条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者災害補償保険法との関係）</p> <p>第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）<u>第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。</u></p> <p>（船員に関する特例）</p> <p>第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通</p>	<p>（労働者災害補償保険法との関係）</p> <p>第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）<u>第二十九条第一項第四号に掲げる事業として行う。</u></p> <p>（船員に関する特例）</p> <p>第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通</p>



省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九條第一項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七條ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九條第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七條ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

◎賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第九十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（未払賃金の立替払）</p> <p>第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がな                      いものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のもを当該事業主に代わつて弁済するものとする。</p>	<p>（未払賃金の立替払）</p> <p>第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がな                      いものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者（<u>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者である労働者を除く。</u>）で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定めるところにより、<u>未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。</u>）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のもを当該事業主に代わつて弁済するものとする。</p>

（資料の提供等）

第十二条の二 都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に對し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二

十九条第一項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七  
条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるの  
は「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）  
」とする。

◎船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（平成十九年十月施行）  
 （附則第九十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例）                      第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第三項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当する場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例）                      第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当する場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替</p>

えは、命令で定める。  
4  
～  
6  
(略)

えは、命令で定める。  
4  
～  
6  
(略)

◎船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第九十六条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労働供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは「船員（労働供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十一一条第一項に規定する労働供給船員をいう。）を含む。以下「船員」という。）」と、同法第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法第五十三条第三項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号に規定する船員労働供給の役務に従事するために乗船中」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労働供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス））第十一条第一項ニ規定スル労働供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労働供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</p> <p>2 (略)</p>

3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ第三項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当する場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員（以下「船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員」という。）については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定は、適用しない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者（船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二

3 第一項の規定により船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとされた労務供給船員（次項において「船員保険の被保



険者に含まれるものとされた「労務供給船員」という。)及びその被扶養者(船員保険法第二条第九項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

4|  
(略)

号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

6|  
(略)

◎高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第九十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）                      第七条（略）</p> <p>2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義）                      第七条（略）</p> <p>2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、<u>政府</u>、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>3（略）</p>

◎健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第九十八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十条 船員保険法第十六条第一項の規定による標準報酬月額<small>の等級区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬月額等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</small></p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合においては、船員保険法第十六条第一項中「等級区分」とあるのは「等級区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）」と、同法第二十一条第一項中「五百四十万円を」とあるのは「五百四十万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>附則</p> <p>第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬月額の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬月額等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合においては、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ五第一項中「五百四十万円」とあるのは「五百四十万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3 （略）</p>

◎国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第九十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第六十二条の二 平成六年改正法附則第二十六条第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日が属する月について、その者が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用（船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額を除く。）については、政令で定めるところにより、労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する。</p>	<p>附則</p> <p>第六十二条の二 平成六年改正法附則第二十六条第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌者たる政府が負担する。</p>

一・二  
(略)

一・二  
(略)

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（平成二十二年四月施行）

（附則第百条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）<u>第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一 項</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一 条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係 る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号 ）<u>第百二条第一項、第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第 一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第百八 十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十 二条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険 の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第 四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規 定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十 六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係 る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終</u></p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）<u>第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項 、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一 条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係 る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） 第百二条第一項、第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第 一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十 二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二 条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の 保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四 十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規 定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六 号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る 部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終</u></p>

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者  
三〇六 (略)

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者  
三〇六 (略)

◎地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（平成十九年四月施行）  
（附則第一百一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十二条 政府は、第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。）に係る能力開発就職促進地域（以下「同意能力開発就職促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）として雇用されることとなつている者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。）について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主</p> <p>2  政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲</p>	<p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十二条 政府は、第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。）に係る能力開発就職促進地域（以下「同意能力開発就職促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）として雇用されることとなつている者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。次項において「内定者」という。）について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主</p> <p>2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、同項第二号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用する。</p> <p>3  政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に</p>



げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(地域求職活動援助事業)

第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。）に係る求職活動援助地域（以下「同意求職活動援助地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 政府は、第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る高度技能活用雇用安定地域（以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなっている者（当該同意高度技能活用雇用安定

掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(地域求職活動援助事業)

第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。）に係る求職活動援助地域（以下「同意求職活動援助地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 政府は、第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る高度技能活用雇用安定地域（以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなっている者（当該同意高度技能活用雇用安定

地域内に居住しているものに限る。）について、職業に関し新たに  
必要な高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その  
他の措置を講ずる当該事業所の事業主に対して、必要な助成及び援  
助を行うこと。

2| 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令  
で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立  
行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

地域内に居住しているものに限る。次項において「内定者」という  
。）について、職業に関し新たに必要な高度の技能及び知識を習得  
させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事  
業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 前項第二号の助成及び援助を行うに当たつては、同号の措置に係る  
内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用す  
る。

3| 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令  
で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独  
立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

◎ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第二百二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施）                  第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、<u>港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</u></p> <p>一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。</p> <p>二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、<u>港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務（以下「<u>雇用安定事業関係業務</u>」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センター</p>	<p>（港湾労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施）                  第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、<u>港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</u></p> <p>一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進に関する調査研究を行うこと。</p> <p>二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、<u>港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務（以下「<u>雇用福祉事業関係業務</u>」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センター</p>

に行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務（以下「事業主支援業務」という。）又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センタ

に行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務（以下「事業主支援業務」という。）又は雇用福祉事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用福祉事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用福祉事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センタ

一に對し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用安定事業関係業務を行

一に對し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行

わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◎ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第百三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）                  第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三                  条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律                  第七十三号）<u>第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一                  項</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一                  条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分                  に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百                  二条第一項、<u>第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第一項                  若しくは第百三条の二に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項                  若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若                  しくは第二項に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に                  関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しく                  は第四十八条第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）又                  は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは                  第八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰                  金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな                  くなつた日から起算して五年を経過しない者</u></p>	<p>（許可の欠格事由）                  第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可                  を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三                  条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律                  第七十三号）<u>第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項                  、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一                  条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に                  限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二                  条第一項、<u>第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第一項若                  しくは第百三条の二に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若                  しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若し                  しくは第二項に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に                  関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しく                  は第四十八条第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）又                  は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第                  八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰金                  の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく                  なつた日から起算して五年を経過しない者</u></u></p>

三  
六  
(略)

三  
六  
(略)



◎中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第百五条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2  政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百</p> <p>（雇用安定事業等としての助成及び援助）                  第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐる者（第五号において「内定者」という。）に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該当するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>四・五（略）                  （削除）</p>	<p>（雇用安定事業等としての助成及び援助）                  第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（次項において「被保険者」という。）として雇用されることとなつてゐる者（第五号及び次項において「内定者」という。）に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該当するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 前項第三号及び第五号の助成及び援助を行うに当たつては、同項第三号及び第五号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第四章の規定を適用する。</p> <p>3  政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百</p>

七十号) 及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

七十号) 及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

◎介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第一百七七条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条・第七条）</p> <p>第三章 介護労働者の雇用管理の改善等</p> <p>    第一節 介護労働者の雇用管理の改善（第八条―第十二条）</p> <p>    第二節 職業訓練の実施等（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 介護労働安定センター（第十五条―第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（雇用安定事業等としての助成及び援助）</p> <p>第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条・第七条）</p> <p>第三章 介護労働者の雇用管理の改善等</p> <p>    第一節 介護労働者の雇用管理の改善（第八条―第十二条）</p> <p>    第二節 職業訓練の実施等（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 介護労働安定センター（第十五条―第三十一条）</p> <p>第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等（第三十二条）</p> <p>第六章 罰則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（雇用安定事業等としての助成及び援助）</p> <p>第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>2 前項の助成及び援助（雇用保険法第六十三条の能力開発事業として</p>

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 (略)
- 二 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- 三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条又は第六十三条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

(削除)

行うものに限る。)を行うに当たっては、同項の認定事業主が講ずる措置に係る者であつて、当該認定事業主に同法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐるものを当該被保険者とみなして、同法第六十三条の規定を適用する。

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 (略)
- 二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。
- 三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条から第六十四条までの規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

第三十一条 削除

(削除)

(削除)

第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等

第三十二条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 認定事業主が認定計画に係る改善措置に必要な設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者（職業紹介事業者にあつては、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者に限る。）の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に関し必要な助成を行うこと。

四 第十七条第二号の職業紹介事業者に対して、介護労働安定センターが行う同号に掲げる業務の円滑な実施を促進するための当該職業紹介事業者が行う業務に関し必要な助成を行うこと。

五 介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究を行う者に対して、当該調査研究に関し必要な助成を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六章 罰則

第三十三条 (略)

第五章 罰則

第三十一条 (略)

第三十二条  
(略)

第三十四条  
(略)

◎看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第一百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第九条 削除</p>	<p>（雇用福祉事業としての助成）                  第九条 政府は、病院等に勤務する看護師等の福祉の増進を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うものとする。</p>

◎短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第百十一条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施）</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の社会復帰促進等事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業を行うこと。</p> <p>2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。</p> <p>3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しよ</p>	<p>（短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施）</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。</p> <p>3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとする</p>



うとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十九条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

きも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う場合には、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第二十八条 (略)

一 四 (略)

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

(区分経理)

第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第二十八条 (略)

一 四 (略)

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◎国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第百十五条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）について同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四の規定を適用する場合には、附則第二十一条（附則第二十二条又は第二十七条第十五項において準用する場合を含む。）、第二十三条又は前条第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月については、同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四第二項第二号（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当するものとみなす。</p> <p>第二十六条（略）</p>	<p>附則</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）について同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四の規定を適用する場合には、附則第二十一条（附則第二十二条又は第二十七条第十五項において準用する場合を含む。）、第二十三条又は前条第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月については、同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四第二項第二号（同条第四項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に該当するものとみなす。</p> <p>第二十六条（略）</p>

2  
12 (略)

13 厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 (略)

2  
12 (略)

13 厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 (略)

◎介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十二年四月施行）  
 （附則第一百六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）                      第七条（略）                      2～6（略）                      7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>8（略）</p>	<p>（定義）                      第七条（略）                      2～6（略）                      7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、<u>政府、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</u></p> <p>8（略）</p>